

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和6年11月11日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月11日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和6年7月9日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンターコーナン相模原西橋本店  
所 在 地 相模原市緑区西橋本五丁目4番地4

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 森トラストリート投資法人  
代 表 者 執行役員 内藤 宏史  
住 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
森トラスト総合リート投資法人	森トラストリート投資法人

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
執行役員 八木 政幸	執行役員 内藤 宏史

4 変更年月日

(1) 令和5年3月1日

(2) 令和5年5月24日

5 届出年月日

令和6年6月27日

6 縦覧期間

令和6年7月9日から令和6年11月11日まで

7 縦覧場所及び意見の提出先

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局産業支援・雇用対策課